

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女が互いに尊重しあう意識づくり

主要課題1 男女共同参画社会づくりのための意識改革

現状と課題

固定的性別役割分担意識は長年にわたり形成されてきました。これを解消することにより男女共同参画の推進に係る取組は多方面において実効性を高めます。そのためには、一人ひとりが自分の無意識に根付いている偏見や固定観念に気づくような啓発、また、男性が家事に主体的に参画するなど行動に結びつくような啓発を進めていくことが重要です。さらに、ジェンダー平等の実現に向けた国際的な動きを身近な生活の中で活かしていくことも求められます。

筑前町では、第3次筑前町男女共同参画プランに基づき、町の広報紙やホームページによる情報提供や啓発カレンダーの発行とともに学習会や出前講座等の取組を通して男女共同参画意識の醸成に努めてきました。

住民意識調査によると、固定的な性別役割分担意識に対し『同感しない』は、男性は約6割で高いものの女性は約7割と男性を上回っています。前回調査と比べても女性の方が男性に比べて『同感しない』割合が増加しており、性別による意識の違いがみられます。また、家庭生活の平等感では『男性優遇』と考える女性の割合は男性より高く、家庭における男女平等の実現は依然として課題といえます。社会通念や慣習・しきたりなどを『男性優遇』と考える割合は男女とも7割を超えて高く、慣習やしきたりの解消は大きな問題です。さらに、筑前町条例や筑前町男女共同参画プランなどの取組についての認知度は1割を超える程度で、男女共同参画に関する法律の認知度も低く、町民への周知が必要です。

町民の男女共同参画への理解が生活実践の中で活かされるよう、年齢や性別など対象に合わせてきめ細かく情報を提供し、立場に応じて参加しやすい学習機会を設定するなど、啓発活動を充実させます。また、筑前町条例や法律などの認知が高まるよう、様々な機会を活用して周知に努めます。町主催の講演会等には子育て中の町民も参加しやすいよう託児を実施し、家事や育児などに男性が参画する意義への理解が深まるような実践的な講座を開催します。さらに、SDGsの実現を目指し、国際的な男女共同参画の推進状況を学習する機会も提供していきます。

基本施策1 男女共同参画を進めるための広報、啓発活動

No.	具体的事業	事業内容	担当課
1	「筑前町男女共同参画推進条例」の周知徹底	「筑前町男女共同参画推進条例」について、様々な機会を利用して情報発信を行い、住民への周知徹底を図ります。	企画課
2	町広報紙やホームページ等による情報提供	男女共同参画に関する情報を収集し、町広報紙や啓発カレンダー等で情報提供しています。今後も、新たな啓発方法を活用し、わかりやすく情報提供していきます。	企画課
3	男女共同参画社会の実現に向けた図書等の充実	男女共同参画、女性の人権、ジェンダーに関する図書や資料の充実を図ります。また、男女共同参画週間等の機会に関連図書をまとめたコーナーを設置して町民へ積極的に情報提供していきます。	図書館

基本施策2 家庭、地域における意識啓発

No.	具体的事業	事業内容	担当課
4	男女共同参画に関する講演・研修会の開催	男女平等、男女共同参画について、継続的に学ぶ講演や研修会等を開催します。また、多くの町民が男女共同参画の学習機会を得られるよう時間や場所等を工夫します。	企画課 生涯学習課 人権・同和对策室
5	団体等の学習に対する支援	団体等が実施する男女共同参画の意識を高める学習会に講師を派遣する等、その取組を支援します。	企画課
6	主催事業における託児の実施	子育て中の人の積極的な参画を促進するために、町主催事業の学習会、講演会等で、必要に応じて託児を実施します。	関係課
7	男性の生活自立支援のための講座等の実施	男女共同参画の視点から生活的自立を支援するため、男性の家庭内自立に向けた料理や家事講座、介護に関するセミナー等を開催します。今後、若い世代や子育て世代が参加しやすくなるよう内容や方法を検討します。	企画課 男女共同参画センター

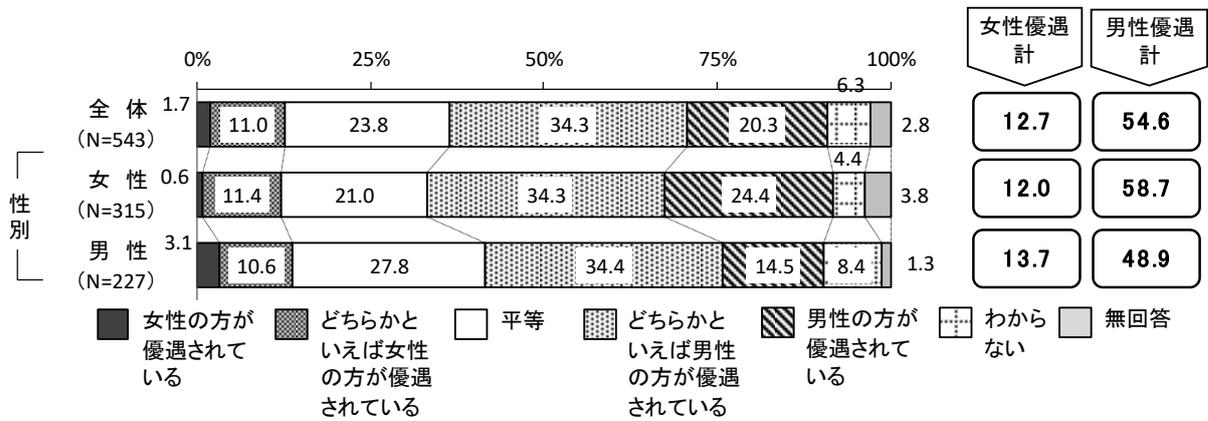
基本施策3 男女共同参画に関する国際理解及び交流の推進

No.	具体的事業	事業内容	担当課
8	国際理解及び交流のための学習機会の提供	男女共同参画に関する国際理解及び交流を推進するため、講座や研修会等を開催します。	企画課 男女共同参画センター

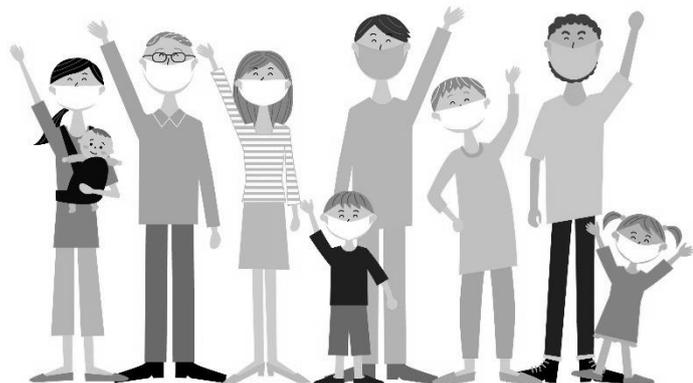
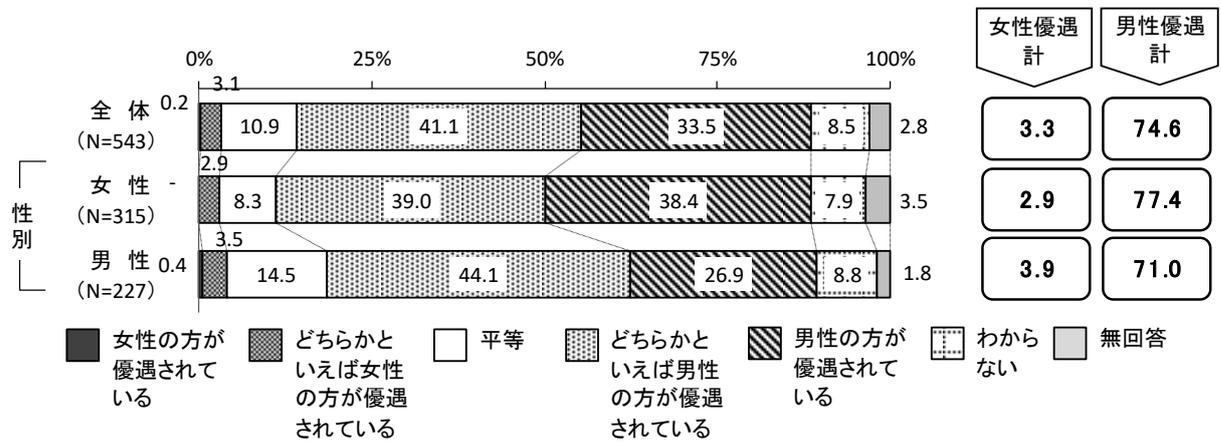
《参考データ》

● 男女の地位の平等感

【家庭生活】



【社会通念・慣習・しきたり】



主要課題2 男女平等教育の推進

現状と課題

次代を担う子どもたちが性別に関わらずそれぞれの個性と能力を伸ばせるためには、教育関係者等子どもの周りにはいる大人たちが男女共同参画の理念を理解し、固定的な性別役割分担意識を植え付けないようにすることが重要です。

住民意識調査によると、男女共同参画を進めるために学校教育の場で力を入れることとして、「個性や能力に応じた生活指導や進路指導を行うこと」をあげた人は8割にのぼり、「男女平等の意識を育てる授業」も前回調査より増えていました。個性や能力を発揮するための教育が求められていることがわかります。家庭におけるしつけや教育については、「女の子の経済的自立」「男の子の生活自立」をめざす考え方に9割以上の方が賛成しているものの、実際に「そのように育てている」の割合は考え方を大きく下回っています。特に、男性は「男の子の生活自立」に消極的な傾向がみられます。

今後も、学校での教育活動や保育活動において、男女平等の教育、人権教育を進めるとともに、発達段階に応じた性に関する教育やLGBTQ^(※)など性の多様性に関する理解、デートDV、セクシュアル・ハラスメントなどについても、学習機会を提供していきます。また、子育てや保育、教育に携わる保護者や保育士及び教師等指導者に対して、男女共同参画への理解を深める取組を積極的に進めます。社会教育においても、指導的立場にある関係者には、個人の尊厳と男女平等の意識を高めるような学習機会を提供していきます。

基本施策1 学校等における男女平等教育の推進

No.	具体的事業	事業内容	担当課
9	ジェンダーにとらわれない教育・保育の環境整備	教育・保育を行うすべての施設において、個人の個性や能力を発揮できるよう、男女混合名簿の使用やLGBTQなど性の多様性や性差に関する理解の促進等、男女平等の視点をもって年齢に応じた教育、保育を実践していきます。	教育課 こども課 保育所
10	学校への出前講座による啓発活動の推進	小・中学校の児童、生徒、PTAを対象として出前講座を行い男女共同参画について意識啓発を行います。	企画課 男女共同参画センター 教育課

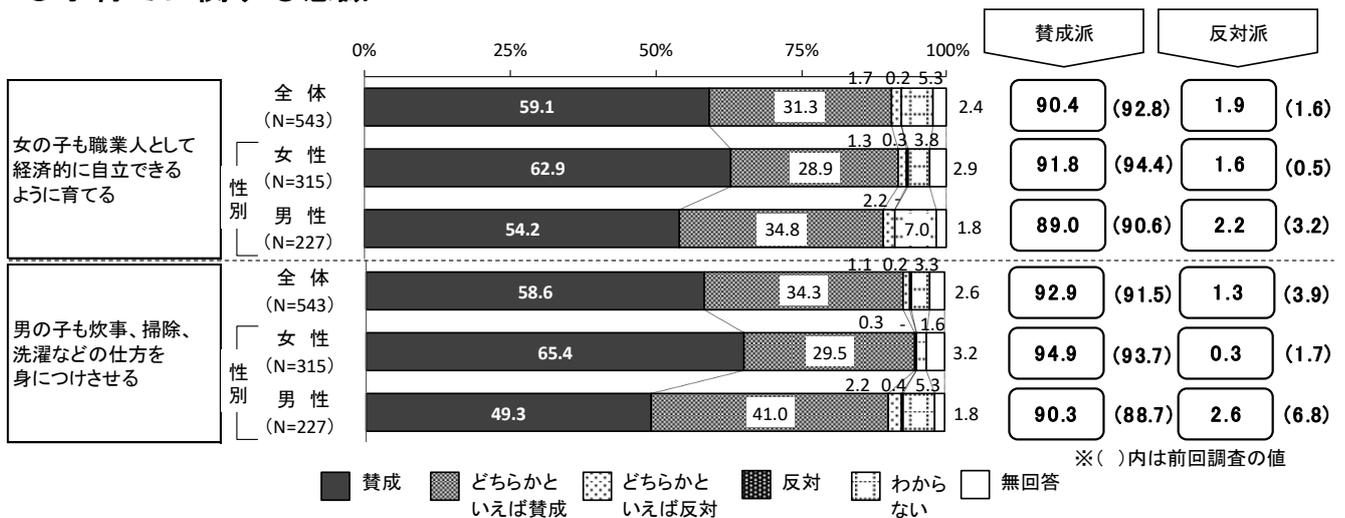
基本施策2 教職員、社会教育指導者等への意識啓発

No.	具体的事業	事業内容	担当課
11	教職員、保育士に対する研修の実施	教職員、保育士に対して男女共同参画に関する研修を実施します。	教育課 こども課 保育所

No.	具体的事業	事業内容	担当課
12	社会教育関係者に対する啓発	青少年育成町民会議、社会教育委員等社会教育関係者に対して、人権週間講演会等の機会を通じて、男女共同参画社会についての情報提供、啓発を行います。	生涯学習課
13	保護者に対する啓発	学校や保育所、子育て支援センターでの学習会や研修等活動の場を活用して男女共同参画社会についての情報提供、啓発を行います。	教育課 こども課 保育所

《参考データ》

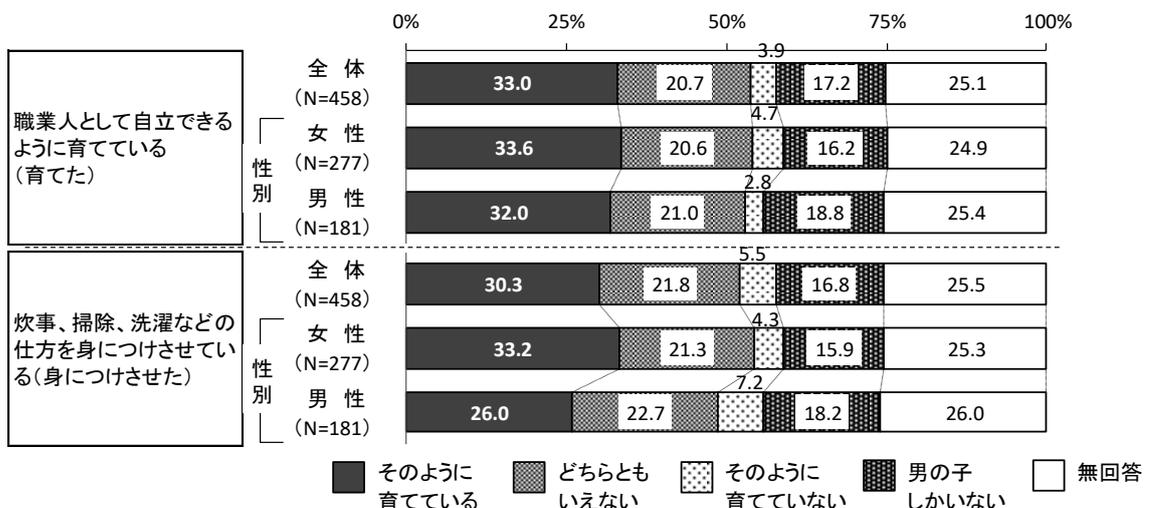
●子育てに関する意識



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」（令和2年度）

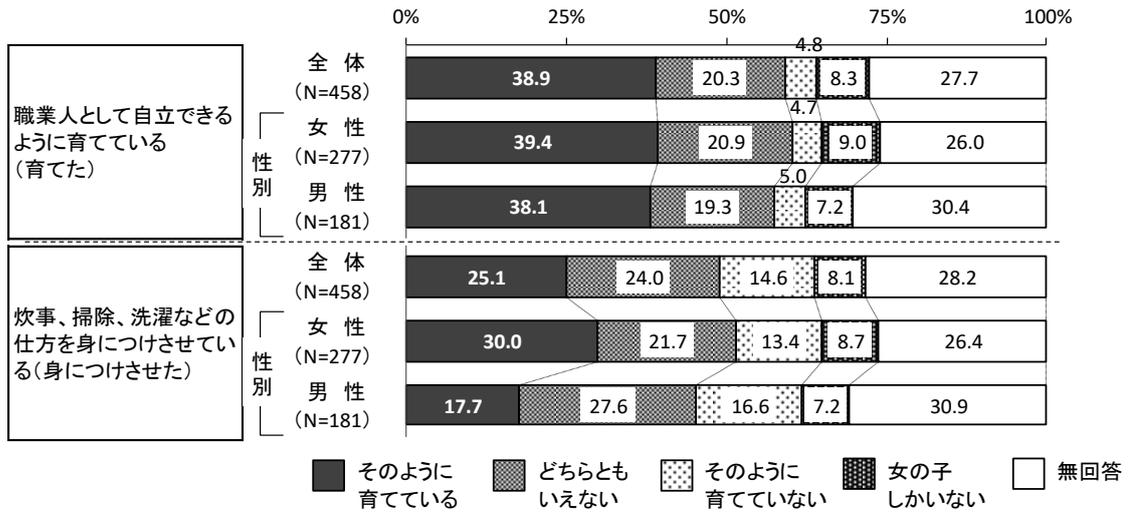
●実際の子育てについて

【女の子の場合】



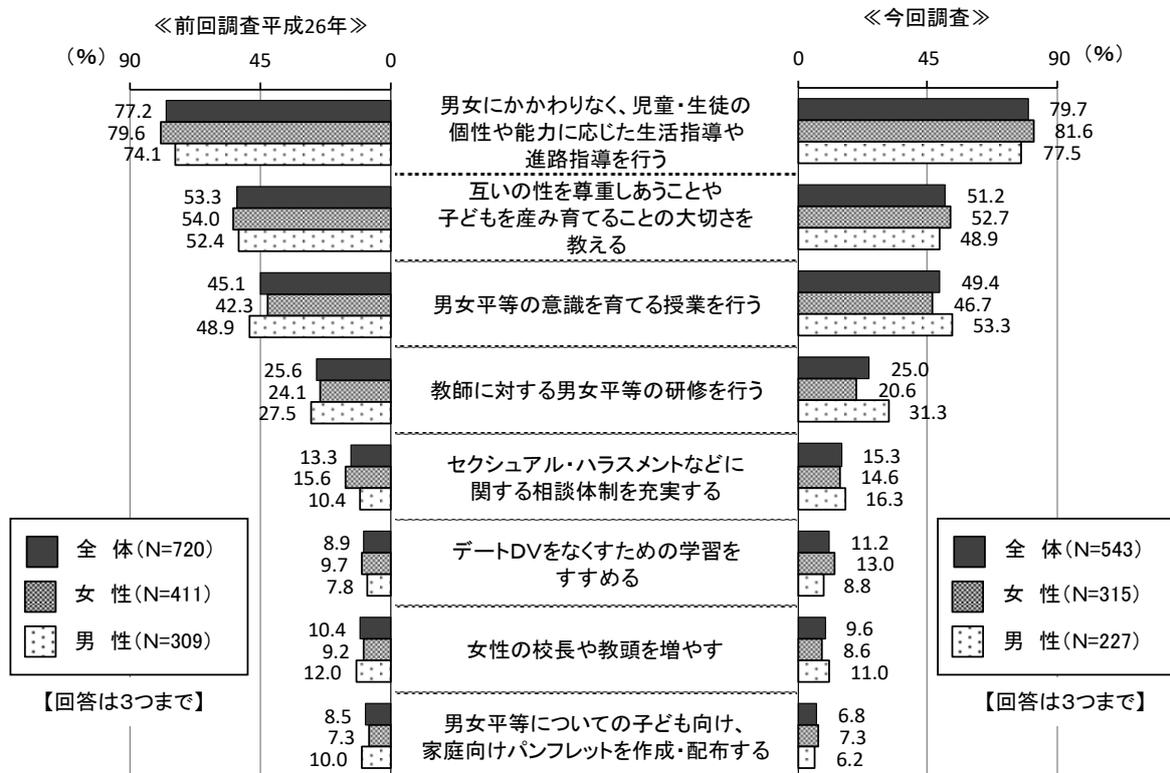
資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」（令和2年度）

【男の子の場合】



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和2年度)

●学校教育の場で重要なこと



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和2年度)

基本目標Ⅱ 男女がともに支えあうまちづくり

主要課題1 地域の中での男女共同参画の推進

現状と課題

地域コミュニティは、子どもの健全な育ちや老後の生きがいある暮らし、介護・育児・防災・防犯への助け合い等、人々の生活の重要な基盤です。住民の協働による活力ある地域社会を持続していくためには、方針決定の場に当事者として多様な立場の人たちが参画し、多方面にわたる視点を取り込むことが必要です。また、昨今の大規模災害の体験から、非常時に平常時の地域における性別役割分担が反映され、避難所で家事や介護等が女性に集中し、決定の場が男性中心であるため性別による配慮が不足する等、ジェンダーによる課題が拡大することが指摘されています。

住民意識調査によると、地域活動での男女の役割分担の現状について「地域の役員はほとんど男性になっている」「地域活動は男性が取り仕切る」「地域の集会では男性が上座に座る」の割合が高く、依然として男性優位である状況がうかがえます。行政区長や隣組長等の地域の役職に女性が推薦された場合、女性は「断る」が約7割と高く、断る理由では「家事・育児や介護に支障がでるから」が高く、性別役割分担の現状が支障となっていることがわかります。また、「役職につく知識や経験がないから」も高く男性優位の地域社会では女性がリーダーになるための経験不足も課題です。

地域活動では、社会的慣習や慣行について男女共同参画の視点から見直しにつながる啓発とともに、地域で活躍できる女性のリーダー育成を推進していきます。また、地域防災活動における男女共同参画が促進されるよう、女性の視点を入れた避難所運営マニュアルの作成とともに防災講座の実施等、地域団体への支援を進めます。

基本施策1 地域社会活動への男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業内容	担当課
14	地域社会活動への男女の共同参画促進	地域における役員選出等様々な地域社会活動において固定的性別役割分担や男女による差別が生じないように啓発し、女性の参画を促進します。	企画課
15	男女共同参画地域リーダーの育成	地域の様々な活動に参加している女性を、今後の女性リーダーとして活動を広げていけるよう支援し、男女が共に参加できる地域での活動を促進していきます。	企画課

基本施策2 地域活動団体等の育成、支援

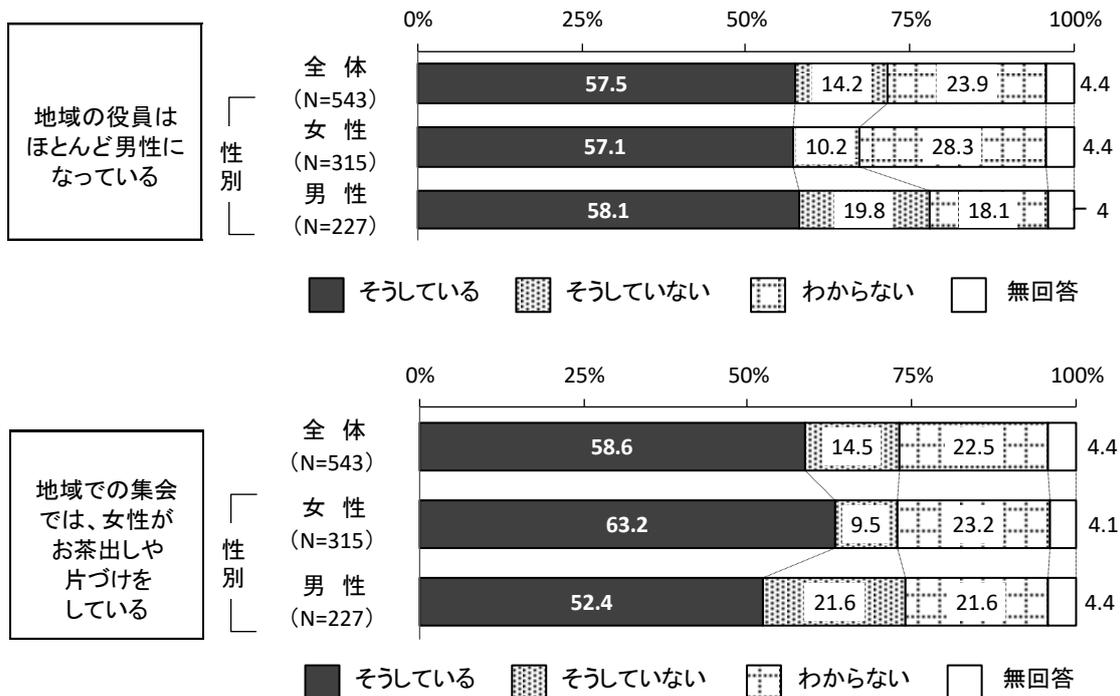
No.	具体的事業	事業内容	担当課
16	男女共同参画に関する団体やグループ等の活動支援	男女共同参画に関する活動を行っている団体、グループ等の活動を支援していきます。	企画課
17	スポーツ指導者への女性の参画促進	スポーツ推進委員やスポーツ少年団等で女性指導者の積極的な参画を図り、女性の視点を活かした活動を行います。	生涯学習課

基本施策3 地域防災における男女共同参画の推進

No.	具体的事業	事業内容	担当課
18	地域防災活動での男女共同参画の促進	女性の視点を入れた避難所運営マニュアルを作成し、防災訓練や防災講座にも女性の視点を取り入れて男女がともに参加する自主防災組織の活動を促進します。	環境防災課
19	消防団への女性の参画促進	女性消防団への加入を促進し、防災活動への参画の拡大を図ります。	環境防災課
20	災害対応講座による地域防災力向上の啓発	災害対応に関する講座を開催し、男女共同参画の視点による災害対応について啓発します。	企画課 男女共同参画センター

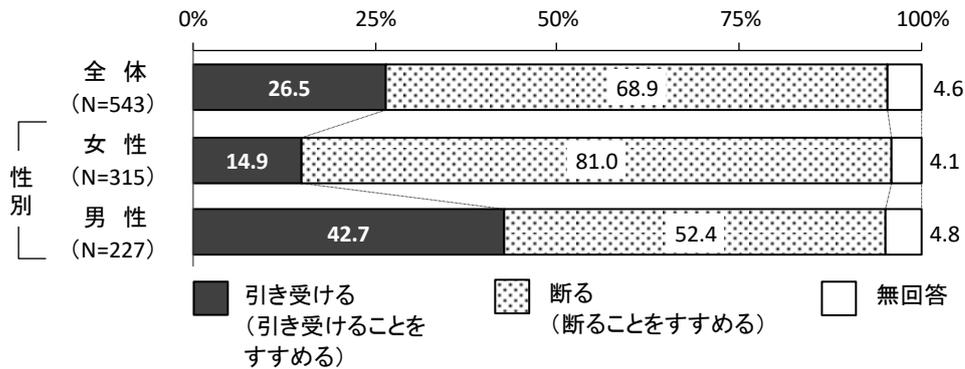
《参考データ》

●地域活動での男女の役割分担



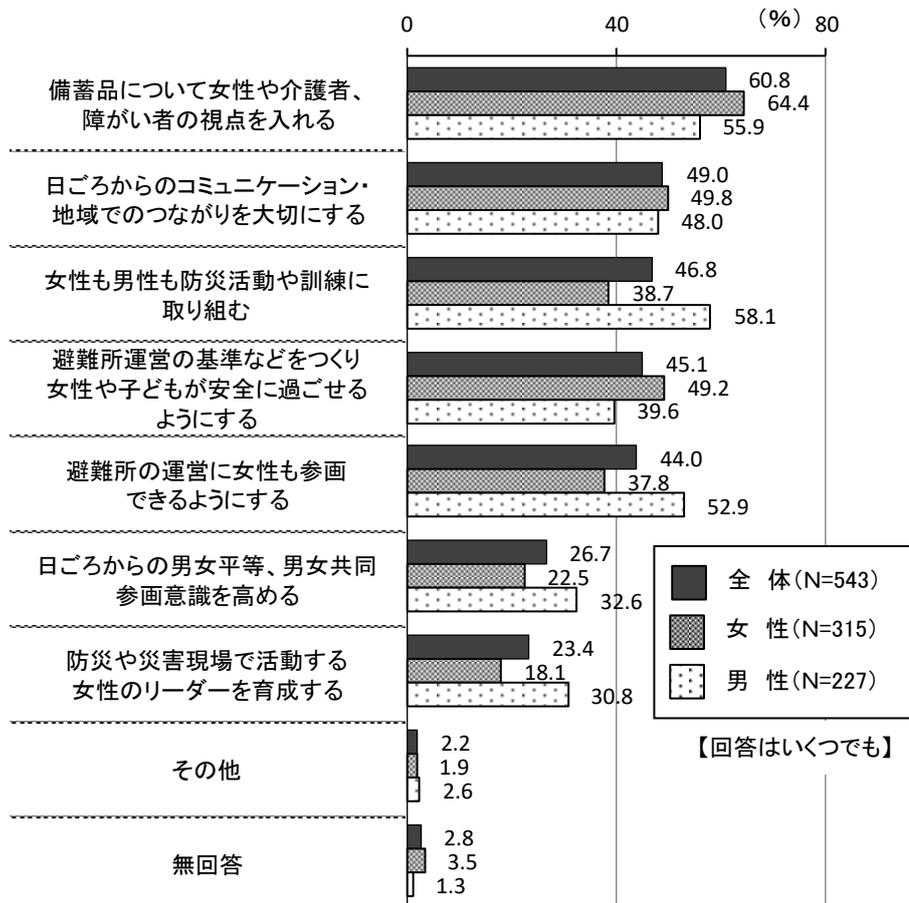
資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」（令和2年度）

●女性が地域の役職に就くことについて



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」（令和2年度）

●災害に備えるために必要な女性の参画



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査報告書」（令和2年度）

主要課題 2 政策方針決定の場への女性の参画促進

現状と課題

国連のSDGsにはあらゆる分野の意思決定への女性の参画の機会の確保が掲げられ、国においても「候補者男女均等法」が平成30年（2018年）に制定される等、政策方針決定の場への女性の参画促進の取組が国内外で進められています。国の第5次基本計画では、市町村の審議会等委員に占める女性の割合を令和7年（2025年）までに40%以上とすることを目標にしています。筑前町では、令和2年（2020年）4月現在の審議会等の委員に占める女性の割合は40.8%と、国の目標に達しています。今後も女性が政策・方針決定の場で活躍できる機会を維持し、女性委員の積極的な参画を継続していくことが重要です。

まちづくりやボランティア等の活動団体で、女性が方針決定に参画し発言できるように、女性リーダー養成の取組を継続していきます。女性が適切に参画できる基盤づくりが重要であることから、関係各機関や町補助金交付団体に対しては、女性が意思決定の場に参画する意義を伝え、指導的地位に女性が就くことができるよう取組を進めます。今後も審議会・委員会や地域の役職における女性の参画を進め、政策・方針決定の場への女性の参画の推進を図ります。また、審議会等委員の女性の割合について定期的に調査を行うとともに、女性の審議会等委員が会議で能力を発揮できるようエンパワーメントにつながる研修の情報提供を行います。

基本施策 1 女性リーダー等の人材の育成

No.	具体的事業	事業内容	担当課
21	男女共同参画セミナーの開催	様々な場でリーダーとして活躍する人材の育成を目指して、女性が自分自身の能力を発見し、スキルアップできるようセミナーを開催します。	企画課 男女共同参画センター
22	女性の人材に関する情報の収集と活用促進	各分野で活躍している女性について、講演会や広報紙での募集や各課や関係機関との連携による情報収集を通じて人材リストを拡充し、審議会等の委員への活用を促します。	企画課
23	町補助金交付団体への女性の役員参画の要請	団体における男女共同参画の理解を広め、推進状況を調査するとともに、女性の役員への参画を要請します。	関係課

基本施策 2 各種審議会等への女性参画の推進

No.	具体的事業	事業内容	担当課
24	各種審議会等への女性の積極的参画の促進	女性の意見を町政に反映させるため、委員公募制度など、審議会、委員会委員として女性の積極的な登用等参画を促進します。	関係課

No.	具体的事業	事業内容	担当課
25	審議会等の女性参画状況の公開	審議会等への女性の参画状況について毎年調査し、その結果を町広報紙などで公開します。	企画課
26	審議会等の委員に対する研修への参加促進	審議会等の女性委員のエンパワーメントにつながる研修会や県研修会などの情報を提供し参加を促進します。	企画課

《参考データ》

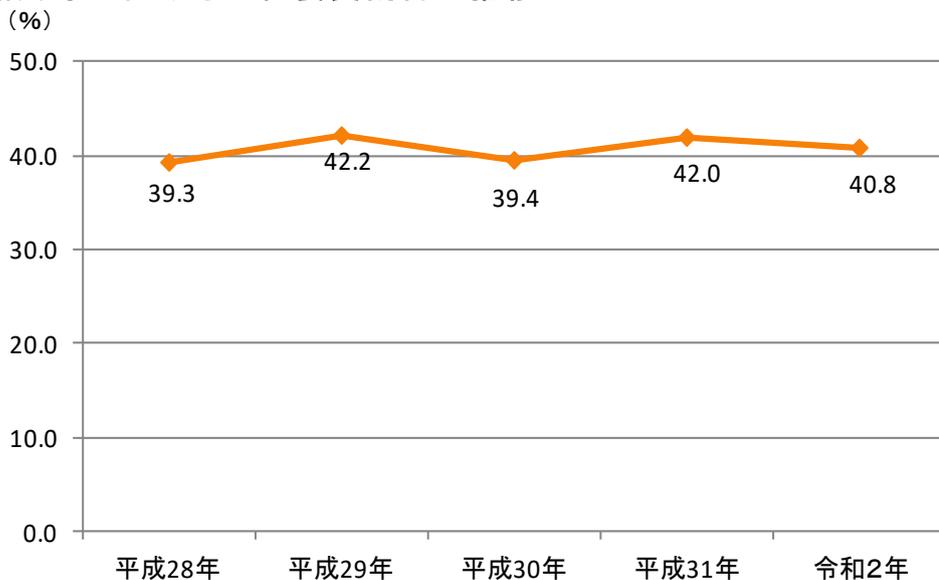
●地方自治法（第202条の3）にもとづく審議会等委員の女性の割合

審議会等名	委員総数 (人)		女性の割合 (%)	
	うち女性委員	うち男性委員		
審議会(8)	81	32	49	39.5
環境審議会				
男女共同参画推進審議会 人権施策推進審議会 など				
委員会(11)	154	62	92	40.3
社会教育委員会				
公共交通活性化対策委員会 子どもの権利委員会 など				
協議会等(12)	189	79	110	41.8
国民健康保険運営協議会				
要保護児童対策地域協議会 子ども読書活動推進協議会 など				
合計	424	173	251	40.8

※調査時点で休止している審議会委員会等は除く

資料：筑前町調べ（令和2年4

●審議会等における女性委員割合の推移



※数値は各年4月現在

資料：筑前町調べ

基本目標Ⅲ 男女がともに多様な生き方を選べる環境づくり

主要課題 1 多様な生き方を支援する環境づくり

現状と課題

少子高齢化が進行する中、世帯構成人数の減少など家族の小規模化や多様化により、育児や介護の負担が社会的な課題となっています。

住民意識調査によると、家庭内の役割のうち「育児、子どものしつけ」「親の介護」は、依然として女性が中心となって行っている傾向がみられます。また、女性が行政区長や隣組長など地域の役職に推薦された場合に「断る（断ることをすすめる）」と回答した人の理由として、「家事・育児や介護に支障がでるから」が最も高くなっており、家事・育児や介護の負担が、女性が方針決定の場に参画するうえでの障壁にもなっていることがうかがえます。一方、女性の働き方については、結婚や出産に関係なく就労継続することが望ましいとする人が前回調査より増加し約6割と最も高くなっており、仕事と家庭の両立支援がこれまで以上に重要な課題となっています。

すべての人がそれぞれのライフステージに応じて多様な生き方を選択でき、その能力を十分に発揮できることは、地域社会の活性化を進めるうえでも重要です。

子育て支援や介護支援など、関係部署と連携し、仕事と家庭の両立支援策を男女共同参画の視点で進めます。また、子育てや高齢者・障がい者の介護を担っている人が性別にかかわらず相談できるような環境づくりを進めるとともに、子育てや介護のスキルを上げるための情報提供や学習会を実施していきます。事業者に対しても育児・介護休業制度^(※)の普及促進のための情報提供を積極的に行います。ひとり親家庭に対しては、世帯や子どもの実情に応じたきめ細かな自立支援の取組を進めるため、国や県の経済的支援の周知を徹底するとともに、保育所入所時や町営住宅の入居について配慮していきます。

基本施策 1 子育て、介護と就労との両立支援

No.	具体的事業	事業内容	担当課
27	育児・介護休業制度の普及促進	仕事と育児、介護を両立しながら働き続けることができるよう、商工会など関係団体と連携して情報提供を行い、育児・介護休業制度の普及促進に努めます。	農林商工課
28	仕事と育児の両立支援保育サービスの充実	子育て家庭の多様な就労形態や生活様式に対応できるよう、保育サービスの充実を図ります。	こども課
29	子育てに関する相談支援体制の整備	子育てに関する悩み等に対応するため、子育て支援センター等での相談支援とともに関係機関と連携して体制の充実を図ります。	こども課

No.	具体的事業	事業内容	担当課
30	子育てにおける男女共同参画の推進	子育て情報紙を発行し、イベントや講習会を開催します。保護者へ子育てに関する情報を提供し、相談に対応します。また、母子健康手帳交付時やパパママ教室、乳幼児健診等の場において、保健師や助産師、栄養士等による指導・助言を行い、男女がともに子育てに参加していくことに対する意識向上を図ります。	こども課 健康課
31	介護支援の充実	性別に関わりなく、要介護・要支援の状態にあっても安心して暮らすことができるよう、また、介護者の負担が軽減できるよう、介護保険制度の周知及び利用しやすいサービスの充実に努めます。	福祉課
32	高齢者のいる家族への支援	複雑化した様々な問題を抱える高齢者に対して、在宅介護支援センターや地域包括支援センターと連携し、高齢者がいる家族の負担軽減となるようニーズに応じた支援を行います。	福祉課
33	障がい者(児)への支援	障がい者(児)や家族の多様なニーズに対応するため関係機関と情報を共有し連携を図りながら支援を行います。	福祉課

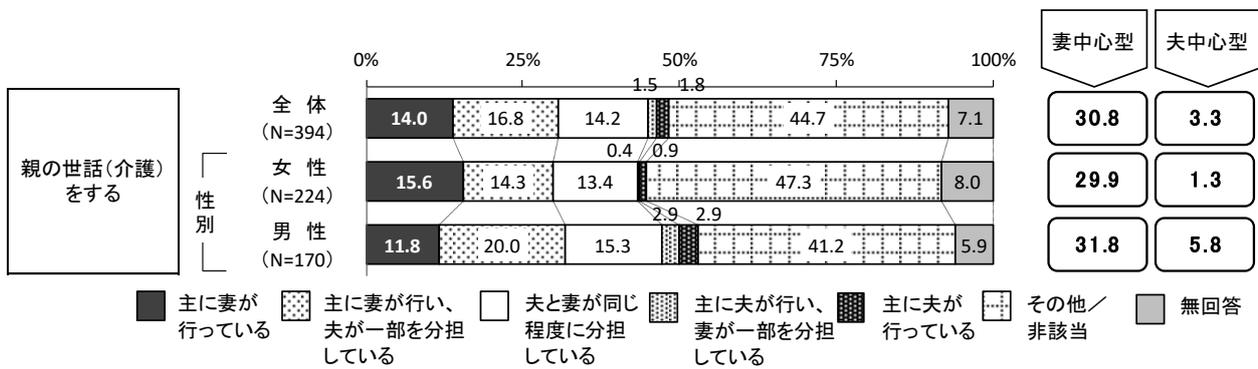
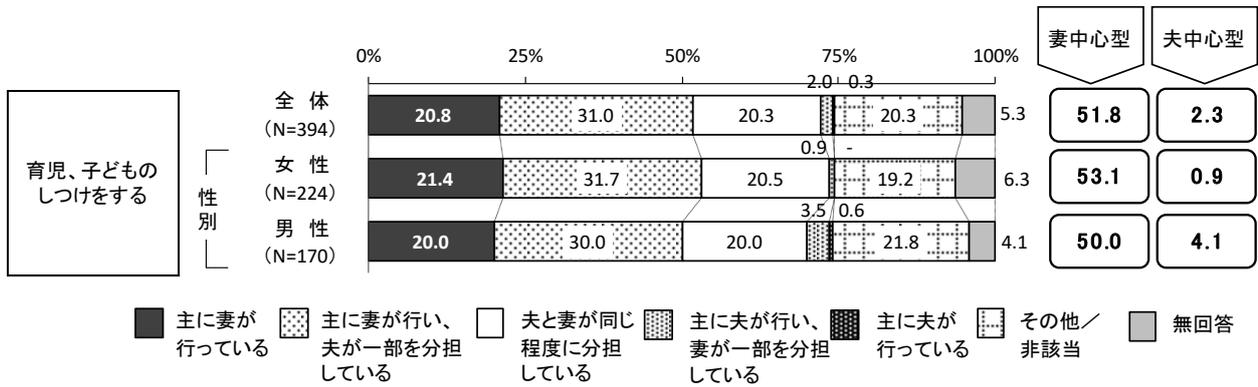
基本施策2 ひとり親家庭への支援

No.	具体的事業	事業内容	担当課
34	ひとり親家庭への経済的支援の周知	児童扶養手当制度の周知を図り、支給によりひとり親家庭の経済的支援を行います。 母子家庭の経済的支援のため、母子寡婦福祉資金貸付等制度などの周知を図ります。	健康課 こども課
35	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭の親・児童、父母のない児童の医療費を助成します。	健康課
36	ひとり親家庭への配慮	ひとり親家庭に対し保育所への優先的入所(年度当初のみ)や町営住宅入居者選考における優遇措置について配慮します。	こども課 都市計画課



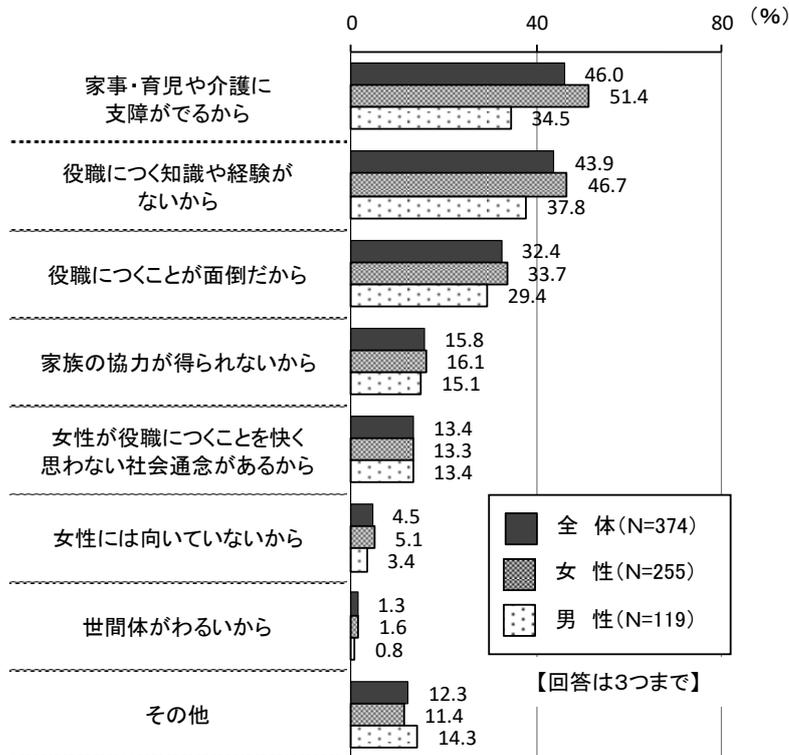
《参考データ》

●家庭内における性別役割分担の状況



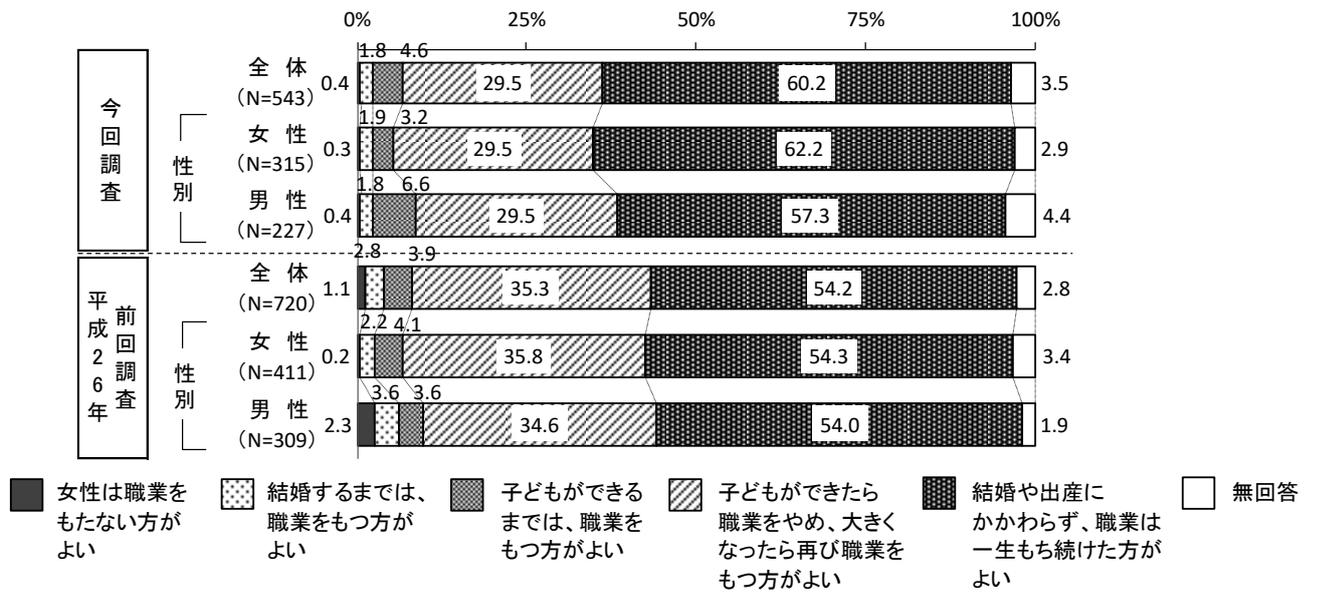
資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」（令和2年度）

●女性が地域の役職に就くことを断る理由



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」（令和2年度）

●女性が職業をもつことへの考え方



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」（令和2年度）



主要課題2 男女がともに能力を発揮できる就労環境づくり

現状と課題

平成27年（2015年）に女性活躍推進法が成立し、就労の場で女性が男性と対等に働き、決定の場に参画できるような環境の整備が、企業だけではなく農業・商工自営業においても求められています。本プランは、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置づけています。しかしながら、現状では、結婚や出産で退職した女性の再就職は非正規雇用に限られることが多く、管理職への女性の登用も十分に進んでいるとはいえない状況です。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で雇止めや解雇された人の多くを女性が占めるなど「女性不況」と表現されるような事態が明らかになり、女性が置かれる厳しい状況が社会的な問題となっています。

住民意識調査によると、女性で「職業をもっている」人が67.6%と前回調査から12.1ポイント増加しましたが、勤め人では非正規雇用が5割を超えています。管理職に就いている女性は2.8%で前回調査より増加していますが、男性の約3分の1にとどまっています。また、自営業主の男性が2割を超えるのに対し女性は6.6%となっています。

農業・商工業において女性が積極的に経営や方針決定に参画できるよう、関係機関と連携しながら、女性の就業条件や労働環境の整備、労働者としての権利の保障や経営参画の確立などに取り組むよう働きかけていきます。また、雇用機会等の就労に関する法やハラスメント防止、ワーク・ライフ・バランス等について、商工会と連携して事業者に対する研修等を実施します。指名競争入札資格審査申請時に男女共同参画推進状況報告を求めていくことで、男女共同参画推進の意義について、事業者の認識を高めていきます。また、働きたいと希望するすべての人が就労の場で能力を発揮できるよう、再就職支援や能力開発のための取組や情報提供、女性の起業支援等を進めます。

基本施策1 農業、商工自営業等の労働環境改善の促進

No.	具体的事業	事業内容	担当課
37	女性農業者への支援	県機関と連携し、農村女性の研修や視察などを通して、農業の振興、後継者の育成、女性の地位向上、ネットワークの形成等、女性農業者の活動を支援します。	農林商工課
38	家族経営協定 ^(※) の周知	農業における女性の就業条件、環境整備のために、家族経営協定の周知を図り、制度の導入を促進していきます。	農林商工課
39	商工会会員への啓発	商工会に向けて、働く女性の地位向上を図るための研修会などについて情報提供します。今後は女性部へも研修参加を促進するなど連携して啓発を進めます。	農林商工課

基本施策2 事業者等への啓発と制度の定着促進

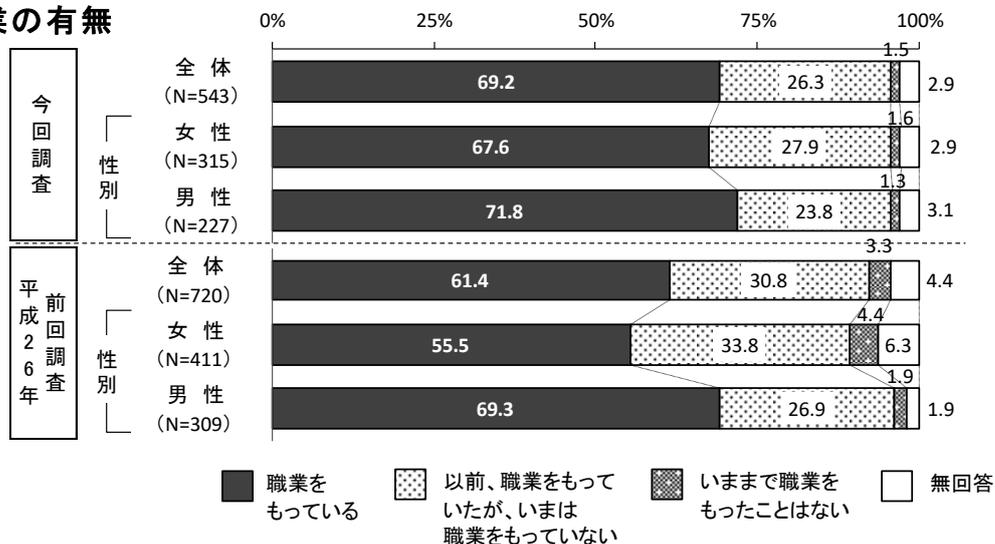
No.	具体的事業	事業内容	担当課
40	就労に関する法や制度についての啓発	雇用機会と待遇の均等々の就労に関する法やあらゆるハラスメントの防止、ワーク・ライフ・バランス推進のための助成金制度等について、商工会等と連携しながら啓発していきます。	農林商工課 企画課
41	事業所の男女共同参画推進状況の報告による啓発	指名競争入札参加資格審査申請の際、事業者により男女共同参画推進状況について提出を求めるとともに、その結果をホームページなどで公表します。	財政課 企画課
42	男女共同参画推進事例の紹介	男女共同参画について、先進的取組をしている企業・事業所を広報紙等で紹介します。	企画課

基本施策3 就業能力開発、再就職支援

No.	具体的事業	事業内容	担当課
43	女性の活躍推進に向けた環境づくり	女性の就業および起業の推進に向け、資格取得のための講座や起業支援の取組を充実します。	企画課 男女共同参画センター
44	能力開発支援、就業・再就職支援のための講座の実施	雇用促進に向けて、就業、再就職に必要な能力を取得するための講座や子育て中の女性の再就職支援のための講座を開催します。	企画課 男女共同参画センター
45	起業支援に向けた取組の充実	JA 女性部、商工会女性部と連携し、新たな商品開発などに向けて起業支援の取組を充実します。	企画課 男女共同参画センター
46	就業等の支援に関する情報提供	就業支援のためにハローワーク等関係機関の情報提供を行います。	企画課 男女共同参画センター

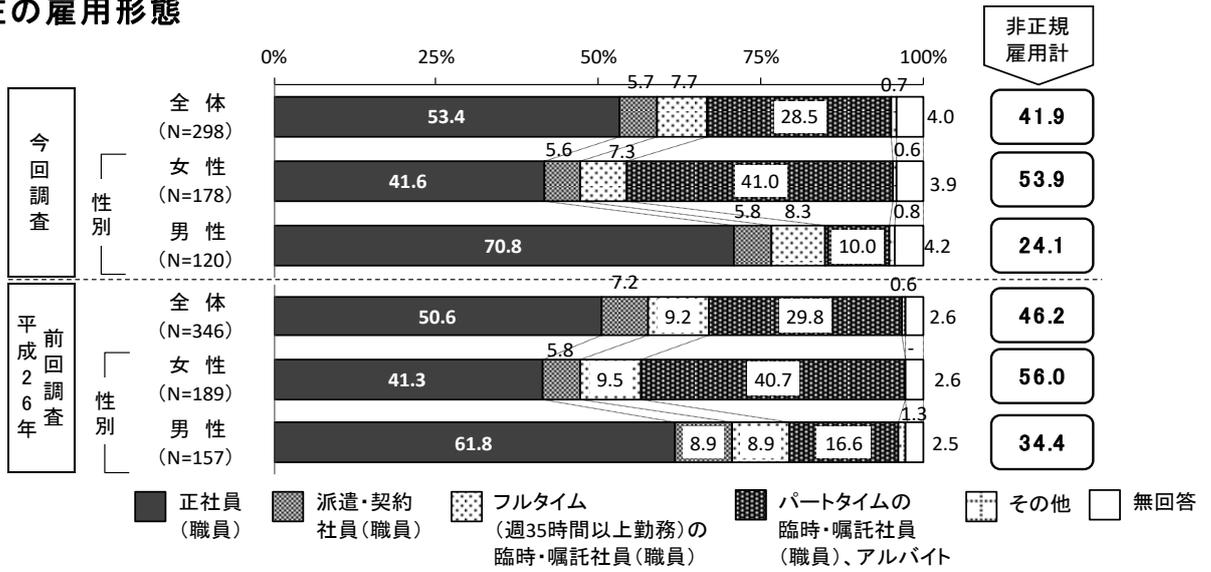
《参考データ》

● 職業の有無



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」（令和2年度）

●現在の雇用形態



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和2年度)



基本目標Ⅳ 男女がともに豊かで安心できるくらしづくり

主要課題 1 あらゆる暴力の排除と被害者の保護

現状と課題

本計画は、DV防止法に基づく町の基本計画と位置付けています。配偶者・パートナー等からの暴力は、女性が被害者となることが多く、近年は、若年層の交際関係における暴力も発生しており、いわゆる「デートDV^(※)」被害の予防と対策が求められています。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛などにより、女性へのDVや性暴力の増加が世界的に問題となっています。一方、県においては平成31年（2019年）に県性暴力根絶条例を公布、令和2年（2020年）には「性暴力根絶に向けた指針」が策定されるなど、新たな取組が進められています。また、セクハラ^(※)やマタハラ^(※)、パワハラ^(※)に関しても、防止のための改正法が令和2年（2020年）に全面的に施行され、ハラスメント対策が強化されています。

住民意識調査では、男女間における暴力防止のために必要な取組として、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」や「学校で児童・生徒に対し、暴力を防止するための教育を行う」などが高くなっており、相談支援対策の強化や早期からの防止教育が求められています。

DV被害者が自立し、安全な生活を送るために各担当部署が連携して対応できる体制づくりを進めます。今後もDV相談窓口について広く周知し、相談内容に応じた情報提供や関係機関との連携を図り、被害者支援を進めます。また、DVに関わる職員の研修や町民対象の啓発・防止対策など、より実効性を高めるよう施策を充実していきます。学校や地域、職場などのあらゆる場で、DVや性暴力、多様なハラスメントに関する啓発や研修を実施し、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を進めます。

基本施策 1 DV被害者支援体制の整備

No.	具体的事業	事業内容	担当課
47	DV被害者支援体制の充実	庁内関係各課が連携するとともに配偶者暴力防止相談センター（保健福祉環境事務所）、児童相談所、警察、医療機関、近隣市町村等と連携し、被害者への迅速で適切な相談や支援を行えるよう体制の充実を図ります。	企画課 住民課 こども未来センター 健康課
48	DV被害者の諸手続への配慮	DV被害者が安心・安全に諸手続が行えるよう各課、関係機関と連携を図り配慮します。	企画課 住民課 こども未来センター 健康課
49	関係職員のDV等に関する研修の実施	DV防止やDV被害者への理解を深めるため、また被害者への二次被害 ^(※) を防ぐため、関係各課の職員を対象に研修を実施します。	企画課

No.	具体的事業	事業内容	担当課
50	DV等相談窓口の充実	「あさくら女性ホットライン」等の相談窓口について、周知方法を工夫して町民への周知を徹底し、被害者への適切な対応と迅速な支援につながるよう充実を図ります。	企画課 男女共同参画センター

基本施策2 DV防止等、あらゆる暴力防止に向けての啓発

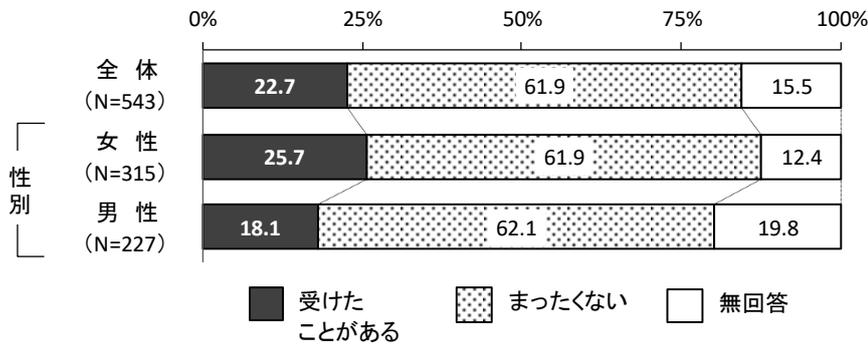
No.	具体的事業	事業内容	担当課
51	DVやデートDV防止に向けての啓発の推進	DV、デートDVについて理解を深めて、DV被害者の早期発見と適切な支援につながるよう町民への啓発を図るとともに、情報提供を行います。	企画課 健康課 こども未来センター
52	性暴力などあらゆる暴力の根絶に向けての意識啓発	性暴力の根絶に向けて女性に対する暴力をなくす運動週間や男女共同参画講演会等の機会を捉え、意識啓発を行います。	企画課

基本施策3 学校・職場・地域でのハラスメント防止

No.	具体的事業	事業内容	担当課
53	学校におけるハラスメント防止体制の充実	不祥事防止対策のためのコンプライアンスハンドブックや国・県からの通知文書などを配布するとともに校長会等においてセクハラやパワハラ等ハラスメント防止の体制を充実します。	教育課
54	教職員対象のハラスメント防止研修の実施	教職員を対象に、校内研修等でハラスメント防止に向けて研修を実施します。	教育課
55	雇用の場におけるハラスメントの防止に向けた啓発促進	雇用の場におけるセクハラやパワハラ等のハラスメント防止のため、広報紙やホームページ等で啓発を行います。また、関係機関と連携し情報を収集して、窓口においても周知します。	農林商工課 総務課 企画課
56	地域の場におけるハラスメント防止に向けた啓発促進	地域におけるパワハラなどハラスメント防止に向けて情報収集し、広報紙やホームページにより啓発します。また、区長会などを活用してハラスメントへの理解を図ります。	企画課 総務課

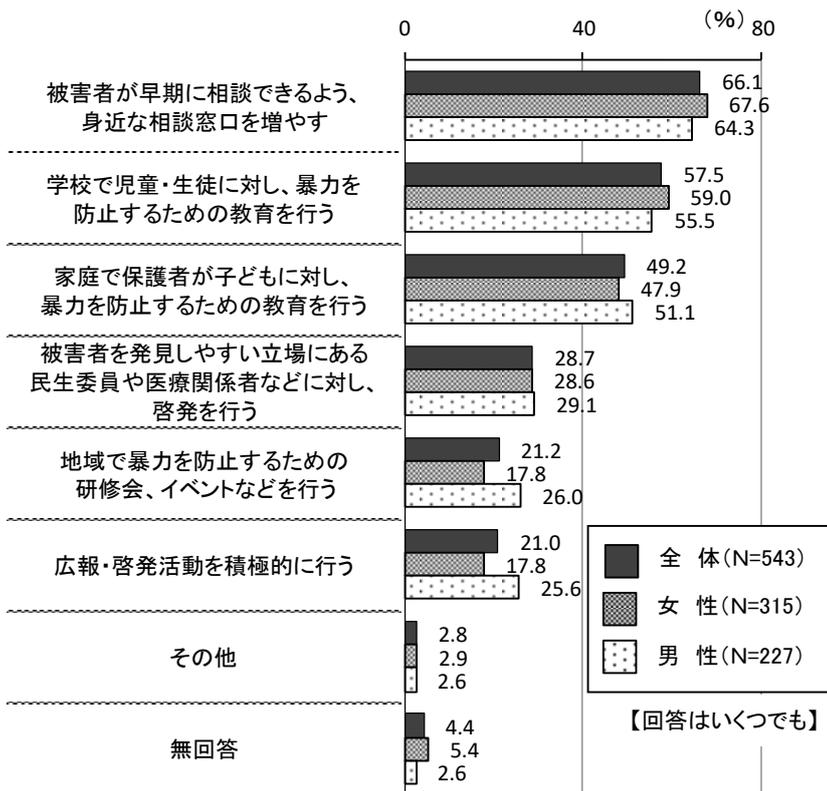
《参考データ》

●ドメスティック・バイオレンスの経験



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和2年度)

●男女間における暴力を防止するための取組



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和2年度)

主要課題 2 男女の生涯を通じた心身の健康支援

現状と課題

すべての人が心身ともに健やかな生活を送ることや正しい知識に基づいて自分自身の身体や性に関する自己決定をする権利、いわゆる「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ^(※)」は、男女共同参画社会を形成していくうえで基盤となる権利です。

性別によってかかりやすい病気の状況が異なるなど、生涯を通じた健康の保持のためには、個人のライフステージに応じた健康づくりの取組が必要です。特に女性は妊娠や出産など、生涯を通じて男性とは異なった健康上の問題に直面することがあります。

住民意識調査によると、老後の生活で不安に思うこととして、「健康状態や身体能力が下がること」を半数以上の方があげています。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツについては、町民の理解を図るために様々な機会をとらえて年代に応じた啓発を継続するとともに、関連事業のなかでも啓発を行います。思春期の青少年に対してもリプロダクティブ・ヘルス／ライツを女性の人権として理解を深めるよう意識啓発に取り組むとともにLGBTQなど性の多様性や子どもの発達段階に応じた性差の理解、命を大切にすることを育むよう学校において性教育を行います。

また、各種健康診査や健康相談、健康教育事業を通じて、町民自身の健康管理を支援していきます。さらに、心の健康については、相談しやすいよう窓口を充実し、個人の問題に対応した専門的な支援やアドバイスを行います。母性保護の観点から、妊産婦・新生児の家庭訪問や母子健康手帳交付時における乳幼児と保護者への指導等を通じて妊娠・出産期への健康支援を充実します。また、女性特有の子宮頸がんや乳がんへの予防対策を進めていきます。

基本施策 1 生涯を通じた健康支援

No.	具体的事業	事業内容	担当課
57	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康・権利)に関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康・権利)の理解を図るとともにそれぞれの年代に応じて学校での性教育や健康講座等により、教育、啓発を行います。	教育課 健康課
58	各種健康診査の実施	個人のライフステージに応じた疾病の予防と健康の増進のために、生活習慣病等の早期発見・早期治療を目指して、各種健診を実施し、健診を受けやすい体制を充実します。	健康課
59	健康相談事業の実施	生活習慣病予防と重症化予防のための生活習慣改善を目的として、健診結果による個人に応じた保健指導とともに個別相談や栄養相談等QOL(生活の質)の向上に向け相談事業を推進します。	健康課

No.	具体的事業	事業内容	担当課
60	健康教育事業の実施	生活習慣病予防や重症化予防と健康増進のために食生活改善教室、運動教室等を開催し、健康増進に取り組む機会を提供します。「自分の健康は自分でつくる」という意識を高めて、町民の健康づくりを支援します。	健康課
61	こころの相談事業の実施	毎月、臨床心理士が相談対応を行う日を設けて、ストレスや不安といった精神面に関する専門的な支援やアドバイスを行うことにより、個人の問題解決に向けて適切な支援を行います。	健康課

基本施策2 母性の保護と母子保健対策の推進

No.	具体的事業	事業内容	担当課
62	妊婦健康診査の実施	母子手帳交付時に妊婦健康診査の必要性について理解を深めるよう保健指導を行い、妊娠中の健康管理を促進します。	健康課
63	母子健康教育の推進	母子健康手帳交付時とともにパパママ教室、育児相談を充実し、乳幼児及び保護者に対して適切な指導や情報提供を行います。	健康課
64	妊産婦・新生児の訪問指導	妊産婦や新生児の訪問指導を実施し、保護者の子育ての悩みや不安の軽減に努めます。支援の必要な母子に対して継続的な支援に努めていきます。	健康課
65	女性の健康支援	各種健康診査について広報紙やホームページなどで受診を呼びかけ、乳がん、子宮頸がん等の女性特有のがん検診については検診日を設定する等、今後も各種健診の普及・啓発に努めます。	健康課



主要課題3 高齢者・障がい者等が充実した生活を送るための支援

現状と課題

令和元年（2019年）の国民生活基礎調査では、同居する家族を主に介護している人は、女性が65.0%、男性が35.0%となっており、男性介護者の割合が以前よりも増加しています。一般的に男性は女性に比べて他者をケアする経験に乏しいことが多く、それが孤立した状況での介護や要介護者への虐待につながる場合もあり、介護者への支援がますます重要な課題となっています。

筑前町においても、高齢化率が平成29年（2017年）9月末時点で28.5%となっており、高齢化が進行しています。住民意識調査によると、町民の83.0%が老後の生活に不安を抱いており、不安に思う内容としては「生活費の不安（収入、蓄えがないこと）」「健康状態や身体能力が下がること」「年金や医療などの福祉の水準が下がること」などが特に高くなっていました。高齢者等が安心して充実した生活を送るための施策が求められています。

誰もが生涯にわたって健やかに安心して生活できるよう、障がいのある人やその家族、増加するひとり暮らしの高齢者などへの支援体制を整備するとともに、男女共同参画の観点から福祉サービスをさらに充実していきます。また、高齢者や障がい者が生きがいを持って社会参画できるよう、環境整備や事業活動への支援に取り組みます。さらに、町民一人ひとりが性別、年齢、障がいの有無にかかわらず、その能力や意欲を發揮しながら就業や地域活動のあらゆる分野に参画する機会の充実を図ります。

基本施策1 高齢者・障がい者等配慮を必要とする人と支える人への支援

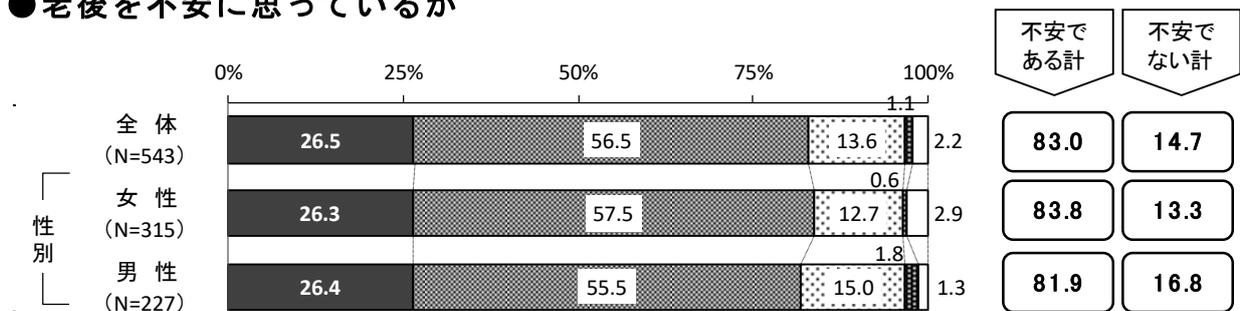
No.	具体的事業	事業内容	担当課
66	高齢者・障がい者への訪問による支援	保健師等と在宅介護支援センターや地域包括支援センターや社会福祉協議会等関係機関が連携しながら高齢者や障がい者を訪問し、状況把握と福祉サービスの説明や保健指導を行いQOL(生活の質)の向上のための性別で異なる生活課題に即して支援を行います。	福祉課 健康課
31	介護支援の充実(再掲)	性別に関わりなく、要介護・要支援の状態にあっても安心して暮らすことができるよう、また、介護者の負担が軽減できるよう、介護保険制度の周知と利用しやすいサービスの充実に努めます。	福祉課
32	高齢者のいる家族への支援(再掲)	複雑化した様々な問題を抱える高齢者に対して、在宅介護支援センターや地域包括支援センターと連携し、高齢者がいる家族の負担軽減となるようニーズに応じた支援を行います。	福祉課
33	障がい者(児)への支援(再掲)	障がい者(児)や家族の多様なニーズに対応するため関係機関と情報を共有し連携を図りながら支援を行います。	福祉課

基本施策2 高齢者・障がい者等の社会参画への促進

No.	具体的事業	事業内容	担当課
67	介護予防、生活支援事業の実施	高齢者が住みなれた地域の中で、生きがいを持って自立した生活を送れるよう、地域のニーズに応じた介護予防及び生活支援施策を推進します。	福祉課
68	外出機会の支援	地域巡回バスの利便性をさらに向上し、高齢者や障がい者が利用しやすい生活交通手段の確保を図ります。	企画課
69	シルバー人材センターの支援、育成	シルバー人材センターを支援し、高齢者の知識と経験を生かした短期的な就労と、社会活動の促進を図ります。	福祉課
70	地域活動支援センターの活動支援	地域活動支援センターの活動を支援して、障がい者の社会参画を支援します。	福祉課

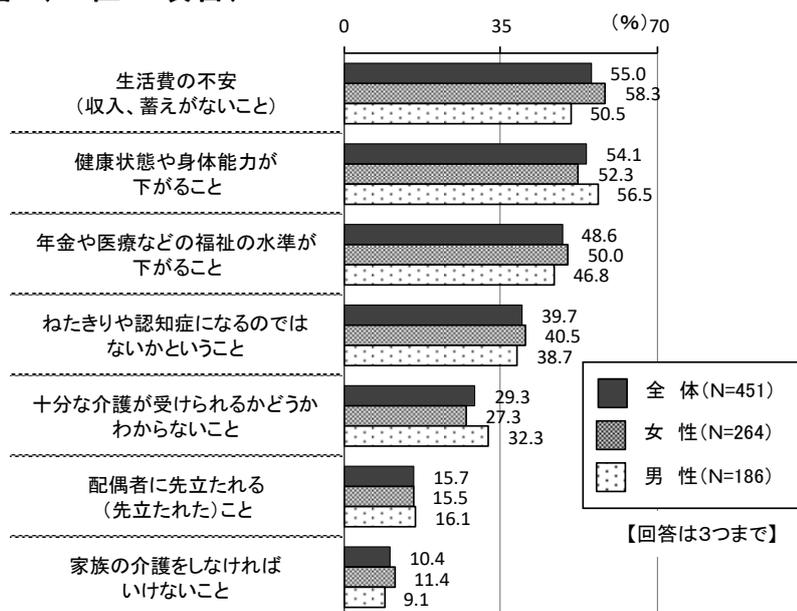
《参考データ》

●老後を不安に思っているか



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」（令和2年度）

●不安の内容（上位7項目）



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」（令和2年度）

男女共同参画プランの推進

現状と課題

筑前町における男女共同参画の実現のためには、本プランの着実な推進が求められます。そのためには、男女共同参画の理念を町政の全ての基礎におき、庁内推進体制を充実させることが必要です。さらに、職員が町民の模範となるよう、庁内での男女共同参画に向けた取組を進め、町民に示していくことも必要です。

住民調査結果によると、町として力を入れるべき施策として「高齢者や障がい者（児）の介護者への支援施策を充実する」「子ども・子育て支援事業を充実する」「男性も女性と同様に家事や育児、介護などを担うことができるような啓発活動を行う」「学校教育や社会教育の場で、男女平等についての学習を充実する」などが上位となっており、啓発や学習以外にも男女共同参画の視点からの両立支援など、幅広い施策が求められているといえます。また、男女共同参画の取組を実施する拠点である男女共同参画センター「リブラ」の認知度は前回調査より向上していますが、まだ半数以上の町民が認知していません。

男女共同参画に関する事業の成果を把握するために定期的な住民意識調査を継続します。また、本プランの各施策については、担当課に年次の実施状況を確認し、「筑前町男女共同参画推進審議会」による評価と提言を受けながら推進していきます。

職員に対しては、男女共同参画の視点を踏まえた施策の実施に向けて、研修を実施し職員の理解を深めるとともに、男女共同参画視点からのガイドライン（指針）の活用を推進します。「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づいて策定している筑前町の特定事業主行動計画の取組についても、実施状況を適切に把握しながら推進していきます。

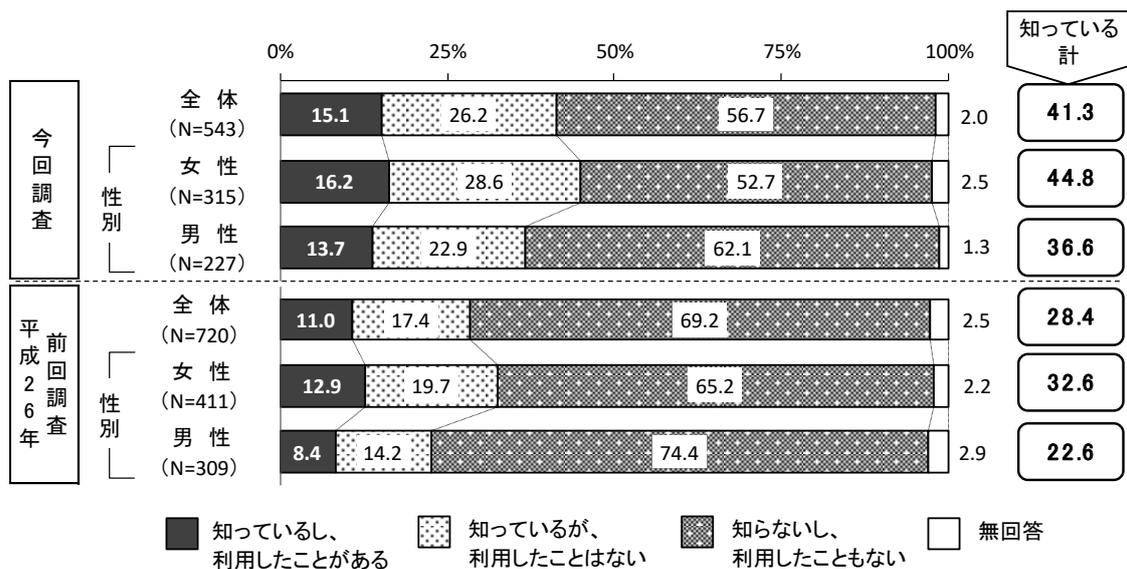
男女共同参画センター「リブラ」では、今後とも、地域に密着した啓発事業や就業を支援する事業を充実し、男女共同参画推進の拠点として町民の誰もが利用しやすい施設を目指します。

No.	具体的事業	事業内容	担当課
71	男女共同参画に関する住民意識調査の実施	男女共同参画を推進する取組について、住民の意識と実態を把握し、施策検討の基礎資料とするために、意識調査を実施します。	企画課
72	男女共同参画プランの推進状況把握	男女共同参画プランの実施状況調査を行い、その結果について庁内推進体制において検証し、改善していきます。また、筑前町男女共同参画審議会にも報告します。	企画課
73	筑前町男女共同参画センターの機能充実	男女共同参画推進の拠点として、男女共同参画の理解を広める各種セミナーの開催や就業・起業支援講座の開催とともに男女共同参画に関する相談も充実を図ります。	企画課 男女共同参画センター

No.	具体的事業	事業内容	担当課
74	男女共同参画苦情処理委員制度の周知	町の男女共同参画に係る施策と措置に関する苦情を処理し、性による人権侵害の救済を図るための男女共同参画苦情処理委員制度について町民への周知を充実します。	企画課
75	町職員の職域拡大、能力開発の推進	男女職員が筑前町の対等な構成員であることを基本として、女性の職務能力がより発揮しやすい環境を整備しながら、管理監督者への就任を推進するとともに、性別にとられない職場配置を行います。	総務課
76	男女共同参画に関する職員研修の実施	町職員に対し、男女共同参画に関する研修会を開催し、男女共同参画の視点を踏まえた施策の実施について、職員の理解を深めます。	総務課 企画課
77	ハラスメント防止のための研修の実施(町職員対象)	すべてのハラスメント防止に関する規定を定めて、職場における相談窓口の設置など対応を充実します。今後も、職員に向けて研修を実施します。特に管理監督者への研修等の強化を図ります。	総務課
78	男女共同参画の視点からのガイドライン(指針)の活用	広報紙やホームページ、行政刊行物等の作成にあたっては、男女の固定的役割分担意識を助長することなくジェンダーにとられない表現を使用するよう、ガイドラインの活用を推進します。	企画課
79	特定事業主行動計画の実施状況の把握	特定事業主行動計画の取組について実施状況を把握して内容を見直ししながら、さらに推進していきます。	総務課

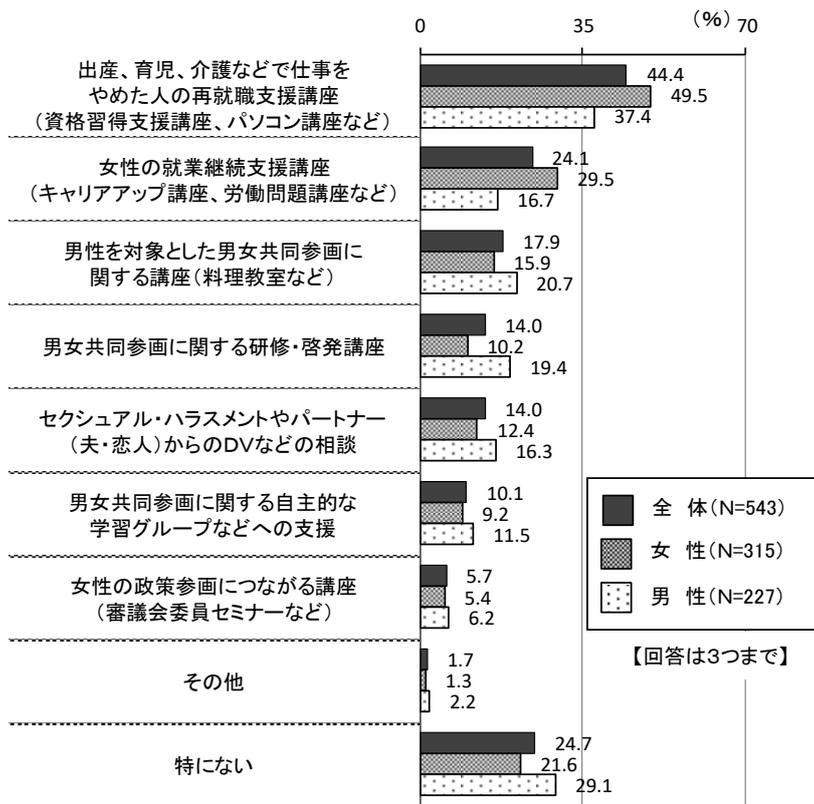
《参考データ》

●男女共同参画センター「リブラ」の認知度



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和2年度)

●男女共同参画センター「リブラ」で希望する事業



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和2年度)



筑前町男女共同参画センター「リブラ」外観